

請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果	日果
総務教育	思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める陳情	令和2年12月4日	趣旨不承
	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和2年12月4日	趣旨了承
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和2年12月4日	趣旨了承
市民福祉	子どものインフルエンザワクチンの予防接種費用の助成に関する請願	令和2年12月2日	不採択とすべきもの
	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	令和2年12月2日	趣旨不承
	親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情	令和2年12月2日	趣旨不承
経済建設	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	令和2年12月3日	趣旨不承

12月定例会で可決された意見書

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和2年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。しかし、私立高校の学費は授業料のほかに、施設整備費などの負担があり、授業料無償化世帯の拡大と支給対象の拡大が求められるところである。

さらに現在の新型コロナウイルス感染症拡大は、経済活動に大打撃を与え、私立学校に通う世帯でも家計急変が起きており、経済的な理由による退学が起きないように、緊急の補助制度も必要となる。

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。「新しい生活様式」が求められる今後に向け、生徒・教職員の安全・衛生対応、遠隔授業実施に関わる公私差別のない条件整備が求められる。こうした私立学校の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要となる。

私立学校での学びが経済的な理由により阻害されることのないように、教育予算の増額が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県内の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

国の就学支援金制度が今年度より改善され、年収590万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現した。さらに県では独自の学費補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額を補助し、授業料無償化が実現した。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残される。

また、県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、今年度、国基準を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っており、全国最下位水準である。

私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成を一層拡充していくことが最重要課題であると考えている。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

神奈川県知事 あて

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)
令和 年 月 日
綾瀬市議会議長
〇〇〇〇 殿
紹介議員
(署名または記名押印)
請願(陳情)者
住所
氏名 〇〇〇〇 印
趣旨
理由

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願（陳情）者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。